

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、本総会当日につきましては、感染リスクを低減させるため、受付での検温、会場内でのマスク着用や手指消毒、飲料提供の中止、座席間隔の拡大、議事時間の短縮など、株主様への感染防止を最優先とした運営を行わせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第46回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時より）

開催
場所

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
新霞が関ビル L B階
「灘尾ホール」

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 当社取締役(社外取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式報酬制度
に係る報酬額設定の件



郵送又はインターネットによる議決権行使期限
2022年3月29日（火曜日）午後6時まで
※詳細は3頁から4頁をご参照ください。

目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	51
■ 監査報告	53

お土産及び株主懇談会について

昨年と同様に、お土産の配布及び株主総会後の株主懇談会は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 8508
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表取締役社長 藤 澤 信 義

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時より）
2. 場 所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビル L B階 「灘尾ホール」 ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項	報告事項 1.第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2.第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬 制度に係る報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会にあたり添付すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。（掲載先 <https://www.jt-corp.co.jp/>）

- ①業務の適正を確保するための体制
- ②連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもの他、この「業務の適正を確保するための体制」、「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jt-corp.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jt-corp.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ~~~~~

新型コロナウイルスに関するお知らせ

《株主様へのお願い》

- ご来場される株主様におかれましては、マスクの持参・着用についてご協力をお願い申し上げます。
- 会場入口付近にアルコール消毒液を設置しておりますので、手指の消毒にご協力ください。
- 会場入口にて検温チェックをさせていただきます。37度以上の発熱が確認された場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

《株主総会当日の当社の対応について》

- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- 感染リスク低減の観点から、飲料の提供を控えさせていただきます。
- 今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jt-corp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時より）

場所 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
新霞が関ビル L B階「灘尾ホール」



郵送で議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年3月29日（火曜日）午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使いただく場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2022年3月29日（火曜日）午後6時入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年3月29日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取って「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、左記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第15条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。


つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役を1名増員することとし、取締役8名（再任7名、新任1名）の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	候補者属性
1	藤 澤 信 義	代表取締役社長	最高執行役員	再任
2	千 葉 信 育	代表取締役副社長	執行役員 東南アジア金融事業担当	再任
3	あ だ ち の び り 足 立 伸 仲	常務取締役	執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当	再任
4	あ つ た り ゆ う い ち 熱 田 龍 一	常務取締役	執行役員 財務部門担当	再任
5	こ ま つ ゆ う し 小 松 裕 志	取締役	執行役員 社長室長	再任
6	か ね ま る ま さ あ き 金 丸 眞 明	—	—	新任 社外 独立
7	は た た に つ よ し 畑 谷 剛	社外取締役	—	再任 社外 独立
8	い し ざ か ま さ み 石 坂 匡 身	社外取締役	—	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員


候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	 <p data-bbox="258 465 459 538">ふじ さわ のぶ よし 藤 澤 信 義 (1970年1月17日生)</p> <p data-bbox="329 556 394 591">再任</p> <p data-bbox="238 613 459 692">■当期における 取締役会出席状況 22回/22回 (100%)</p> <p data-bbox="238 719 474 772">■所有する当社株式の数 10,901,772株</p>	<p data-bbox="511 190 1312 213">2007年 8 月 かざか債権回収株式会社 (現パルティール債権回収株式会社) 代表取締役会長</p> <p data-bbox="511 228 893 250">2008年 6 月 当社代表取締役会長</p> <p data-bbox="677 266 1276 288">株式会社マスワーク (現株式会社グローバルス) 取締役</p> <p data-bbox="511 303 798 326">2010年 6 月 当社取締役</p> <p data-bbox="677 341 1261 364">アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役</p> <p data-bbox="511 379 893 402">2010年10月 当社取締役最高顧問</p> <p data-bbox="511 417 1321 439">2011年 5 月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 代表取締役会長</p> <p data-bbox="511 455 893 477">2011年 6 月 当社代表取締役社長</p> <p data-bbox="511 492 1215 515">2013年10月 JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長 (現任)</p> <p data-bbox="511 530 1291 553">2014年 1 月 親愛貯蓄銀行株式会社(現 J T 親愛貯蓄銀行株式会社)会長</p> <p data-bbox="511 568 1306 591">2014年 5 月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役会長</p> <p data-bbox="511 606 1306 628">2014年 9 月 LCD Global Investments LTD.(現AF Global Limited.)取締役</p> <p data-bbox="511 644 1321 666">2015年 3 月 J T キャピタル株式会社(現Aキャピタル株式会社) 理事長</p> <p data-bbox="511 681 1261 704">2015年 6 月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事</p> <p data-bbox="677 719 1261 742">アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役</p> <p data-bbox="677 757 1044 780">当社代表取締役社長 最高執行役員</p> <p data-bbox="511 795 1291 817">2017年 3 月 株式会社デジタルデザイン (現Nexus Bank株式会社) 社外取締役</p> <p data-bbox="511 833 1094 855">2019年 6 月 株式会社KeyHolder取締役会長 (現任)</p> <p data-bbox="511 870 837 893">2020年 3 月 当社取締役会長</p> <p data-bbox="511 908 1336 969">2020年 6 月 株式会社プロスペクト (現株式会社ミライノベート) 社外取締役 株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメント (現日本ファンディング株式会社) 代表取締役社長</p> <p data-bbox="511 984 1351 1044">2020年 7 月 株式会社プロスペクト (現株式会社ミライノベート) 代表取締役 会長CEO</p> <p data-bbox="511 1059 1124 1082">2020年10月 当社代表取締役社長 最高執行役員 (現任)</p> <p data-bbox="677 1097 1351 1150">株式会社プロスペクト (現株式会社ミライノベート) 取締役会 長 (現任)</p>
<p data-bbox="238 1173 505 1195">取締役候補者とした理由</p> <p data-bbox="238 1211 1351 1332">同氏は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社の代表取締役社長として当社グループを成長に導いた強力なリーダーシップと実績に裏付けられた決断力・実行力により、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		


候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
2	 <p>ちば のぶ いく 千 葉 信 育 (1973年2月21日生)</p> <p>再任</p> <p>■当期における 取締役会出席状況 22回/22回 (100%)</p> <p>■所有する当社株式の数 467,208株</p>	<p>2008年6月 当社取締役副社長</p> <p>2009年3月 株式会社ステーションファイナンス(現株式会社日本保証)代表取締役社長</p> <p>2010年6月 当社代表取締役社長</p> <p>2011年6月 当社代表取締役副社長</p> <p>2011年8月 K Cカード株式会社 (現Nexus Card株式会社) 代表取締役会長</p> <p>2012年8月 親愛株式会社 (現 J T 親愛貯蓄銀行株式会社) 理事</p> <p>2012年10月 当社取締役 K Cカード株式会社 (現Nexus Card株式会社) 取締役</p> <p>2015年1月 J Tトラストカード株式会社 (現Nexus Card株式会社) 代表取締役社長</p> <p>2015年3月 J Tキャピタル株式会社(現Aキャピタル株式会社) 代表理事</p> <p>2015年6月 当社代表取締役専務執行役員 韓国金融事業担当兼経営企画部広報・IR部門担当</p> <p>2016年6月 当社代表取締役専務 執行役員 韓国金融事業担当兼広報・I R 部門担当</p> <p>2018年6月 当社代表取締役専務 執行役員 韓国金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA理事</p> <p>2018年9月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 (現任) PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事 (現任)</p> <p>2018年10月 PT OLYMPINDO MULTI FINANCE (現PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE)代表理事 (現任)</p> <p>2019年3月 当社代表取締役専務 執行役員 インドネシア金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当</p> <p>2019年6月 当社代表取締役専務 執行役員 東南アジア金融事業担当</p> <p>2020年3月 JTRUST ASIA PTE.LTD. 取締役 (現任) 当社代表取締役副社長 執行役員 東南アジア金融事業担当 (現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社代表取締役としての担当職務を含む当社業務全般に精通し、インドネシア現地法人の代表職を務めるなど当社グループの経営に大きく寄与していることから、今後の当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		


候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
3	 <p data-bbox="258 462 465 538">あ だち のびる 足 立 伸 (1958年3月21日生)</p> <p data-bbox="326 553 394 591">再任</p> <p data-bbox="238 613 465 689">■当期における 取締役会出席状況 22回/22回 (100%)</p> <p data-bbox="238 719 465 772">■所有する当社株式の数 68,900株</p>	<p>1980年4月 大蔵省(現財務省)入省</p> <p>1986年7月 尾道税務署長</p> <p>1997年6月 大臣官房秘書課財務官室長</p> <p>1999年6月 主計局主計官</p> <p>2002年6月 国際局調査課長</p> <p>2004年6月 財務総合研究所研究部長</p> <p>2005年6月 函館税関長</p> <p>2006年4月 株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社東京証券取引所)執行役員</p> <p>2006年6月 同社執行役</p> <p>2008年10月 E T Fセキュリティーズ日本における代表</p> <p>2011年10月 株式会社日本MAソリューション代表取締役会長</p> <p>2013年4月 当社入社 顧問</p> <p>2013年6月 当社常務取締役</p> <p>2014年6月 当社代表取締役専務経営管理部担当</p> <p>2014年12月 PT Bank Mutiara Tbk. (現PT Bank JTrust Indonesia Tbk.) 代表理事(現任)</p> <p>2015年1月 J T貯蓄銀行株式会社理事</p> <p>2015年6月 当社代表取締役専務執行役員 インドネシア銀行事業担当兼グローバルバンキング推進担当</p> <p>2015年10月 当社取締役専務執行役員 インドネシア銀行事業担当兼グローバルバンキング推進担当</p> <p>2016年6月 当社専務取締役 執行役員 グローバルバンキング推進担当兼海外法務担当</p> <p>2018年3月 JTRUST ASIA PTE.LTD. 取締役(現任)</p> <p>2020年3月 当社取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア財務担当</p> <p>2021年3月 当社常務取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当(現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社取締役としての担当職務を含む当社業務全般に精通し、インドネシア現地法人の代表職を務めるなど当社グループの経営に大きく寄与していることから、豊富な経験と知識に基づくグローバルで多様な視点を経営に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況
4	 <p>あつ た りゅう いち 熱 田 龍 一 (1964年1月1日生)</p> <p>再任</p> <p>■当期における 取締役会出席状況 22回/22回 (100%)</p> <p>■所有する当社株式の数 22,000株</p>	<p>1987年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 1991年1月 同行国際資金部為替ディーラー 1996年3月 同行ニューヨーク支店チーフディーラー 2001年4月 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店入行 2003年3月 同行マネージングディレクター為替資金本部長 2010年6月 香港上海銀行入行 2012年3月 同行マネージングディレクター トレーディング部長 2015年9月 当社入社 執行役員経営企画部新規事業担当 2016年4月 当社執行役員財務部部长 2016年12月 当社執行役員財務部部长 2017年6月 当社取締役 執行役員 財務部部长 2019年6月 株式会社日本保証取締役 当社常務取締役 執行役員 財務部部长 2019年8月 ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd.(現J Trust Royal Bank Plc.)取締役 (現任) 2020年3月 株式会社日本保証代表取締役社長 (現任) 2021年3月 日本ファンディング株式会社代表取締役社長 (現任) 当社常務取締役 執行役員 財務部門担当 (現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、財務部門担当役員としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
5	 <p data-bbox="258 465 459 538">こまつ ゆうし 小松裕志 (1988年1月26日生)</p> <p data-bbox="322 560 394 591">再任</p> <p data-bbox="238 610 470 716">■当期における 取締役会出席状況 15回/17回 (88.2%) (2021年3月就任後)</p> <p data-bbox="238 731 470 784">■所有する当社株式の数 0株</p>	<p data-bbox="511 190 1130 216">2011年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社</p> <p data-bbox="511 228 1105 254">2014年9月 同社マーチャント・バンキング部門担当</p> <p data-bbox="511 266 1082 326">2020年3月 株式会社スマートエナジー社外取締役 I L S 株式会社社外取締役</p> <p data-bbox="511 338 1332 432">2021年3月 当社入社 執行役員 社長室長 株式会社岐阜フットボールクラブ社長室付ゼネラルマネージャー 当社取締役 執行役員 社長室長 (現任)</p> <p data-bbox="511 444 1342 505">2021年4月 株式会社岐阜フットボールクラブ取締役 社長室ゼネラルマネージャー</p> <p data-bbox="511 517 1206 542">2021年8月 株式会社Frontier Capital代表取締役社長 (現任)</p> <p data-bbox="511 554 1282 580">2021年12月 株式会社岐阜フットボールクラブ代表取締役社長 (現任)</p>
<p data-bbox="243 810 508 836">取締役候補者とした理由</p> <p data-bbox="243 848 1347 901">同氏は、証券業界での長年にわたる経験を有しており、その高い専門性と豊富な知見に基づき、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
6	 <p data-bbox="258 459 459 532">かね まる まさ あき 金丸 眞 明 (1957年11月1日生)</p> <p data-bbox="247 550 470 588">新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/></p> <p data-bbox="238 648 476 700">■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1981年4月 株式会社山口相互銀行（現株式会社西京銀行）入行</p> <p>1997年4月 同行周南支店長</p> <p>2000年4月 同行桜木支店長兼周南支店長</p> <p>2001年7月 同行海田支店長</p> <p>2003年10月 同行光支店長</p> <p>2005年4月 同行小倉支店長</p> <p>2006年10月 同行総合企画部長</p> <p>2008年6月 同行取締役リスク管理本部長兼経営企画副本部長</p> <p>2009年6月 同行取締役経営管理本部長</p> <p>2009年11月 同行取締役経営管理本部長兼営業本部長（営業推進担当）</p> <p>2011年6月 同行常務取締役</p> <p>2012年4月 同行代表取締役 常務取締役</p> <p>2013年4月 同行代表取締役 専務取締役</p> <p>2018年4月 同行代表取締役 副頭取（現任）</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、株式会社西京銀行の代表取締役として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
7	 <p>はた たに つよし 畑 谷 剛 (1965年8月14日生)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>再任 <input checked="" type="checkbox"/>社外 <input type="checkbox"/>独立</p> <p>■当期における 取締役会出席状況 17回/17回(100%) (2021年3月就任後)</p> <p>■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1989年4月 株式会社西京銀行入行 2003年4月 同行証券国際部調査役 2004年4月 同行市場金融部調査役 2006年10月 同行市場金融部調査役兼営業統括部調査役 2007年5月 同行業務部外為事務グループ主任調査役 2007年11月 同行営業統括部営業推進グループ主任調査役 2008年4月 同行営業統括部コーポレートグループ主任調査役 2008年6月 同行営業11統括部コーポレートグループ主任調査役兼東京支店副支店長 2008年8月 同行営業本部コーポレートグループ主任調査役兼コーポレート営業部長 2009年10月 同行営業本部副本部長 2010年4月 同行市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 2010年10月 同行コーポレート営業部長兼東京事務所長 2013年4月 同行執行役員コーポレート営業部長 2015年6月 同行取締役コーポレート営業部長 2019年4月 同行取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長 2021年3月 当社社外取締役(現任) 2021年4月 株式会社西京銀行取締役市場金融部長(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、株式会社西京銀行の役員として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>現在、同氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
8	 <p data-bbox="258 462 459 538">いしざかまさみ 石坂 匡身 (1939年12月5日生)</p> <p data-bbox="247 556 470 595">再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/></p> <p data-bbox="238 613 459 689">■当期における 取締役会出席状況 22回/22回 (100%)</p> <p data-bbox="238 719 474 765">■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1963年 4月 大蔵省(現財務省)入省</p> <p>1982年 6月 主計局調査課長</p> <p>1982年11月 大蔵大臣秘書官事務取扱</p> <p>1985年 6月 理財局資金第一課長</p> <p>1986年 6月 大臣官房調査企画課長兼財政金融研究所次長</p> <p>1987年11月 大臣官房文書課長</p> <p>1988年 6月 名古屋国税局長</p> <p>1989年 6月 大臣官房審議官(主税局担当)</p> <p>1992年 7月 証券取引等監視委員会事務局長</p> <p>1993年 6月 理財局長</p> <p>1994年 7月 環境庁(現環境省)企画調整局長</p> <p>1995年 7月 環境事務次官</p> <p>1996年 7月 自動車保険料率算定会(現損害保険料率算出機構)副理事長</p> <p>1998年 7月 石油公団(現独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)副総裁</p> <p>2004年 7月 一般社団法人日本損害保険協会副会長</p> <p>2005年 5月 イオン株式会社社外取締役</p> <p>2007年 9月 財団法人大蔵財務協会(現一般財団法人大蔵財務協会)理事長</p> <p>2008年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外監査役</p> <p>2013年 6月 株式会社みずほ銀行社外監査役</p> <p>2016年 8月 一般財団法人大蔵財務協会顧問(現任)</p> <p>2017年 7月 当社顧問</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、大蔵省理財局長、環境事務次官などの要職を歴任しており、退官後は上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>現在、同氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年9か月となります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の44頁に記載のとおりです。本議案において取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項
- (1) 社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
金丸眞明氏には、株式会社西京銀行の代表取締役として豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。
畑谷剛氏には、株式会社西京銀行の役員として豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。
石坂匡身氏には、大蔵省理財局長、環境事務次官などの要職を歴任しており、退官後は上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。
- (2) 当社は畑谷剛氏及び石坂匡身氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、金丸眞明氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 当社は畑谷剛氏及び石坂匡身氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、金丸眞明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は独立役員として届け出る予定です。

<ご参考> 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の取締役候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合の取締役のスキルは以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地 位	独 立 役 員	候補者が有する主な専門性・経験等					
				企 業 経 営	国 際 性	金 融 事 業	投 資 事 業	財 務 会 計	法 務
1	藤澤 信義	代表取締役社長		●	●	●	●		
2	千葉 信育	代表取締役副社長		●	●	●	●		
3	足立 伸	常務取締役		●	●	●		●	●
4	熱田 龍一	常務取締役		●	●	●		●	
5	小松 裕志	取締役			●	●	●		
6	金丸 眞明	社外取締役	●	●		●			
7	畑谷 剛	社外取締役	●	●	●	●	●		
8	石坂 匡身	社外取締役	●	●		●		●	


第3号議案 監査役2名選任の件


監査役井上允人氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査体制の一層の強化及び充実を図るため監査役を1名増員し、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	 <p data-bbox="258 697 459 772">う え だ お さむ 植 田 統 (1957年12月5日生)</p> <p data-bbox="288 787 432 828">新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/></p> <p data-bbox="238 858 474 913">■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1981年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1988年2月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン シニア・アソシエート</p> <p>1994年7月 野村証券投資信託委託株式会社(現野村アセットマネジメント株式会社) 入社 総合企画室次長</p> <p>2003年7月 レクシスネクシス・ジャパン株式会社代表取締役</p> <p>2006年10月 株式会社フォーバル シニア・アドバイザー</p> <p>2007年8月 アリックスパートナーズ シニア・ディレクター</p> <p>2010年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>2012年7月 南青山M's法律会計事務所 弁護士</p> <p>2013年4月 名古屋商科大学経営大学院教授(現任) 株式会社雄松堂社外取締役</p> <p>2014年6月 青山東京法律事務所 所長弁護士(現任)</p> <p>2015年5月 ケンブリッジ大学出版株式会社監査役(現任)</p> <p>2015年8月 ダイスター・サービス株式会社監査役(現任)</p>
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>同氏は、企業経営者としての実務経験、企業経営に関するコンサルタントとしての企業経営に関する高度の知見と経験及び会社法をはじめとした企業法務全般に精通する弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、客観的な見地からご意見やご提言をいただくことで、当社グループ企業全体の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 地 状 位 況
2	 <p data-bbox="278 459 439 500">い が り む の る 猪 狩 稔</p> <p data-bbox="258 508 459 530">(1955年3月23日生)</p> <p data-bbox="299 556 349 579">新任</p> <p data-bbox="374 556 424 579">社外</p> <p data-bbox="238 625 474 674">■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1973年4月 東京国税局入局</p> <p>2005年7月 大月税務署長</p> <p>2006年7月 東京国税局徴収部特別整理第8部門統括官</p> <p>2007年7月 東京国税局調査第四部調査第56部門統括官</p> <p>2008年7月 東京国税局調査第二部調査総括課長</p> <p>2010年7月 四谷税務署長</p> <p>2011年7月 東京国税局調査第一部調査管理課長</p> <p>2012年7月 東京国税局総務部総務課長</p> <p>2013年7月 豊島税務署長</p> <p>2014年7月 東京国税局調査第四部長</p> <p>2015年11月 税理士登録 猪狩稔税理士事務所開設（現任）</p> <p>2016年4月 医療法人財団厚生協会 評議員（現任）</p>
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税務当局の要職を歴任し、現在は税理士としての幅広い業務経験と専門的知識を有しており、客観的な見地からご意見やご提言をいただくことで、当社グループ企業全体の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 植田統氏及び猪狩稔氏は、社外監査役候補者であります。
3. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の44頁に記載のとおりです。本議案において監査役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 植田統氏及び猪狩稔氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

第4号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1998年6月29日開催の株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます。）の株主利益に対する意識の更なる向上、及び当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを対象取締役に与えることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」といいます。）とし、当該金銭報酬債権の総額は、上記の目的に照らして相当な額として、年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。但し、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第2号議案が原案どおり承認されますと、本議案に基づく制度が適用される対象取締役の員数は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年400,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、後記【本割当契約の内容の概要】の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は、事業報告45頁に記載のとおりですが、本議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終結後の取締役会において、ご承認いただいた内容と整合するよう、基本報酬（金銭報酬）に加え、対象取締役に對して中長期的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を年1回毎年一定の時期に付与する旨、付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて定める旨、個別の対象取締役に對する基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬の構成割合は役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案しつつ、取締役のインセンティブ付与という

株式報酬の目的に照らして最も適切な支給割合となるように適宜決定を行うものとする旨を追記する変更を行う予定です。本議案は、取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の現況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、1年を下回らない範囲において当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が、当社の取締役会において予め定める期間（以下、「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職につき、任満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、長期化する米中の対立問題や世界的な景気減速懸念等に加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大に伴う経済活動の停滞の影響が長引き、極めて厳しい状況にあります。これまで世界各国で感染拡大防止に向けて様々な対策が講じられてきましたが、欧米諸国を中心に、ワクチン接種の普及等による行動制限の緩和等により、経済・社会活動が回復しつつある一方で、新型コロナウイルス感染症の従来株から新たな脅威となり得る変異株への置き換わりにより感染拡大が懸念されるなど、経済回復への道のりは未だ先行き不透明な状況で推移しております。

こうした中において、わが国経済においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞が依然として続いており、一時、感染対策の浸透やワクチン接種の普及等により経済・社会活動への制限が段階的に縮小され、持ち直しの動きも見られましたが、新型コロナウイルス感染症の変異株の確認により、再度感染拡大が懸念されるなど、引き続き厳しい状況で推移しております。

当社グループは、当連結会計年度において、このような新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により世界各国で経済環境が急変し、産業構造が大きく変動している中において、事業ポートフォリオについて、抜本的な見直しが求められているとの認識の下、コロナ後をも見据えて、積極的に事業基盤の強化や持続的な成長の実現に向けた取り組みを行ってまいりました。

① 日本での事業展開について

当社は2021年3月に当社が保有するNexus Bank株式会社（東証JASDAQ上場、証券コード：4764、以下、「Nexus Bank」という。）の新株予約権の一部を株式会社オータス（本社：東京都渋谷区、代表取締役 竹谷治郎）に譲渡いたしました。また、2021年8月にファクタリング業を営む株式会社Frontier Capitalを設立いたしました。

株式会社日本保証（以下、「日本保証」という。）は、保証商品の多角化の一環として不動産担保ローンやクラウドファンディングを通じた保証を強化しております。不動産担保ローンでは、2021年4月に三井不動産リアルティ株式会社と、2021年12月に京阪電鉄不動産株式会社と新たに不動産担保ローンに対する保証を開始いたしました。また、クラウドファンディングを通じた保証では、提携先企業による日本保証の債務保証を組み込んだファンドの募集を通じて、融資型クラウドファンディングにおける債務保証や、不動産投資型クラウドファンディングにおける不動産買取保証などの取扱高が2021年12月時点で50億円を達成するなど順調に増加しております。当連結会計年度においても、融資型クラウドファンディ

ングでは、株式会社ZUUグループの株式会社COOL及び株式会社COOL SERVICESが運営する「cool」、不動産投資型クラウドファンディングでは、株式会社ミライノベート（旧株式会社プロスペクト）グループの株式会社グローベルス（旧 キーノート株式会社）が運営する「大家.com」や株式会社イダブルジーが運営する「TOMOTAQU」、ONE DROP INVESTMENT株式会社が運営する「FUNDROP」等のクラウドファンディングサイトを通じた保証を開始しております。

② 海外での事業展開について

シンガポールでは、JTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Jトラストアジア」という。）が、提起しておりました訴訟において、2020年10月6日、シンガポールの控訴裁判所はGroup Lease PCLの完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte.Ltd.（以下、「GLH」という。）、此下益司氏（以下、「此下氏」という。）ほか5社に対し、Jトラストアジアへ損害賠償として、70,006,122.49米ドル及び131,817.80シンガポールドルの合計額とシンガポールにおける訴訟費用を支払うよう命じる判決を言い渡しております。これによりJトラストアジアは、GLH及び此下氏より、当該判決の履行として2021年1月11日に37,000千米ドル、GLHより同年4月7日に17,000千米ドル、同年4月29日に7,200千米ドル、同年5月14日に1,250千米ドル及び同年7月19日に9,967千米ドル、さらに同年7月9日に訴訟費用として1,159千米ドルを受領し、当該判決につきましては、これまでの回収金を含め全額を回収いたしました。さらに、同年8月3日には、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額約124百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起しております。

また、韓国では、2021年8月に当社連結子会社である韓国のJTキャピタル株式会社（現Aキャピタル株式会社、以下、「JTキャピタル」という。）の全株式をVI金融投資株式会社の系列会社が設立する特別目的会社（SPC）への譲渡を完了いたしました。

さらに、インドネシアでは、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.（以下、「Jトラスト銀行インドネシア」という。）が、2021年11月2日、飯田グループホールディングス株式会社（東証1部上場、証券コード：3291、以下、「飯田グループ」という。）傘下の子会社であるPT.ABDILUHUR KAWULOALIT（代表取締役 渡辺健一郎）と、同社が開発する「REIWA TOWN」の住宅販売に係る業務提携契約を締結しました。また、2021年11月25日、同じく飯田グループ傘下の子会社であるPT. IONE HOME INDONESIA（代表取締役社長 六角 暁）と、同社が開発する「ロンボク島・バリ島事業」の住宅販売に係る業務提携契約を締結しました。今後もインドネシア各地に事業を展開している飯田グループ各社との業務提携を順次増やしていきたいと考えており、引き続き、インドネシアの皆様の豊かな社会づくり及び生活に貢献してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は、コロナ禍にもかかわらず底堅い日本金融事業や韓国金融事業に支えられ、42,325百万円（前連結会計年度比7.5%増）となりました。営業損益は、東南アジア金融事業において銀行業における貸出金残高が順調に回復してきているものの、未だ、利息収益が十分な額に達していないことや、PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE（以下、「J T O」という。）について、今後の事業計画の見直し等に伴うのれんの減損損失699百万円を計上したことによりその他の費用が増加した一方で、韓国や東南アジアの銀行業において貸出金の増加に伴い利息収益が増加したことや、Jトラスト銀行インドネシアにおいて訴訟損失引当金577百万円を取り崩したこと、上述のとおりGroup Lease PCL関連の勝訴判決に係る受領額7,847百万円をその他の収益に計上したこと等により、5,260百万円の営業利益（前連結会計年度は2,403百万円の営業損失）となりました。また、最終損益は、為替相場が円安に振れ、外貨建資産負債の評価替えによる為替差益を計上したことや、投資有価証券に対する売却損益や評価損益及びそれぞれに対応する税効果の計上に加えて、非継続事業からの損益としてJ T キャピタルの株式売却損等を計上した結果、1,123百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益（前連結会計年度は5,342百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

主な内訳につきましては以下のとおりであります。

(単位：百万円)

金融損益	為替差益		657
	投資有価証券評価益	H S ホールディングス株式会社（旧 澤田ホールディングス株式会社）普通株式評価益	1,778
	投資有価証券売却益	Nexus Bank普通株式売却益	263
		Nexus Bank新株予約権売却益	189
	投資有価証券評価損	Nexus Bank普通株式評価損	△87
		Nexus Bank A種優先株式評価損	△2,482
持分法による投資損益			347
法人所得 税費用	法人税等調整額	Nexus Bank株式（A種優先株式）評価損に対する税効果	528
		Nexus Bank株式（普通株式）評価損に対する税効果	46
		H S ホールディングス株式会社普通株式評価益に対する税効果	△607
		J T 貯蓄銀行株式会社株式譲渡変更による税効果計上額の見直し	△623
		J T 貯蓄銀行株式会社株式の留保利益に対する税効果	402
		J T キャピタル株式の留保利益に対する税効果	154
非継続事業	関係会社株式売却損益	J T キャピタル株式譲渡に係る株式売却損	△2,542

なお、当連結会計年度において、J Tキャピタルを非継続事業に分類しております。また、前連結会計年度において、非継続事業に分類しておりましたJ T貯蓄銀行株式会社（以下、「J T貯蓄銀行」という。）について、当連結会計年度に当該分類を中止し継続事業に分類しております。そのため、前連結会計年度の関連する数値については、組替えて表示しております。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、文中の営業債権の残高につきましては、貸倒引当金控除前の残高で記載しております。

① 日本金融事業

日本国内において、主に、日本保証が信用保証業務、債権回収業務及びその他の金融業務を、パルティール債権回収株式会社が債権回収業務を行っております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2020/12	2021/12	増減額	増減率	主な増減要因
債務保証残高	209,819	204,278	△5,541	△2.6%	
有担保	197,493	195,716	△1,777	△0.9%	海外不動産担保を含む不動産担保ローンに対する保証が増加するも、アパートローンに対する保証が減少
無担保	12,325	8,562	△3,763	△30.5%	個品割賦に対する保証について取扱いが減少
買取債権残高	16,258	16,787	529	3.3%	積極的な債権買取等による増加
商業手形残高	1,040	1,672	632	60.9%	大口商手割引の実行による増加
営業貸付金残高	1,139	2,626	1,487	130.5%	不動産担保ローンの増加

営業収益は債権買取を積極的に行ったことに加えて回収も好調に推移したことにより利息収益が増加したものの、債務保証残高の減少に伴い保証料収益が減少したことや、債権売却益が減少したこと等により9,781百万円（前連結会計年度比2.6%減）、セグメント利益は4,588百万円（前連結会計年度比5.6%減）となりました。

② 韓国及びモンゴル金融事業

韓国において、J T貯蓄銀行が貯蓄銀行業務を、T A資産管理貸付株式会社が不良債権の買取及び回収業務を行っております。また、モンゴルにおいて、J Trust Credit NBFが金融業務を行っております。なお、当連結会計年度において、割賦業務及びリース業務を行っていたJ Tキャピタルを株式譲渡したことにより、同社の業績並びに譲渡に伴う損益を非継続事業に分類するとともに連結の範囲から除外しております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2020/12	2021/12	増減額	増減率	主な増減要因
銀行業における貸出 金残高	－	166,315	166,315	－	前期、J T貯蓄銀行における貸出金 残高を売却目的で保有する資産と して計上
営業貸付金残高	42,710	1,638	△41,071	△96.2%	当連結会計年度にJ Tキャピタル を株式譲渡により連結の範囲から 除外
買取債権残高	1,469	1,748	278	19.0%	定期的な債権買取による増加

営業収益は銀行業における貸出金残高の増加に伴い貯蓄銀行業務における利息収益が増加したこと等により14,806百万円（前連結会計年度比19.5%増）、セグメント利益は3,208百万円（前連結会計年度比58.9%増）となりました。

③ 東南アジア金融事業

インドネシアにおいて、主にJトラスト銀行インドネシアが銀行業務を、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA及びPT TURNAROUND ASSET INDONESIAが債権回収業務を、J T Oが農機具ローン等のファイナンス業務を行っております。また、カンボジアにおいて、J Trust Royal Bank Plc.が銀行業務を行っております。

営業債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2020/12	2021/12	増減額	増減率	主な増減要因
銀行業における貸出 金残高	120,545	182,617	62,071	51.5%	新型コロナウイルス感染症の影響を 受けながらも、順調に残高は増加
インドネシア	51,504	80,500	28,996	56.3%	積極的にローン残高増強策を推進し たことにより、企業向け、金融機関 向け貸付が増加
カンボジア	69,041	102,116	33,075	47.9%	資金需要は堅調で、預金の増加にあ わせて貸出も増加、ビジネスバンキ ング部門が堅調に推移
営業貸付金残高	1,987	1,538	△449	△22.6%	新規貸付の抑制及び債権売却による 減少
買取債権残高	25,506	25,044	△461	△1.8%	回収が買取簿価を上回ったことによ る減少

営業収益は買取債権の回収益がやや低調に推移した一方で、前期における審査体制の充実を図るまでの間の営業貸付金の新規貸付抑制や保有有価証券の売却の影響から未だ十分に脱しきれていないものの、銀行業における貸出金の増加に伴い利息収益が増加したこと等により、16,797百万円（前連結会計年度比5.3%増）となりました。また、セグメント損失は、前期、保有有価証券の売却に伴い有価証券売却損を計上したことに対し、当期、費用負担が発生しなかったことや、現地にて提起されている訴訟における進展を踏まえて訴訟損失引当金を取り崩したこと等費用が減少した一方で、銀行業における貸出金残高が順調に回復してきているものの、未だ、利息収益が十分な額に達していないことや、JTOについて、コロナの蔓延等のために事業の縮小を余儀なくされ、今後の事業計画の見直し等に伴うのれんの減損損失を計上したこと等により、6,372百万円（前連結会計年度は5,541百万円のセグメント損失）となりました。

④ 投資事業

投資事業につきましては、主にJトラストアジアが投資事業及び投資先の経営支援を行っております。

営業収益は642百万円（前連結会計年度比32.6%減）、セグメント損益は、シンガポールにおいて、Jトラストアジアが提起していた訴訟に係る勝訴判決の履行を受けたこと等により5,445百万円のセグメント利益（前連結会計年度は1,651百万円のセグメント損失）となりました。

⑤ その他の事業

その他の事業につきましては、主にJトラストシステム株式会社及びRobotシステム株式会社が当社グループのシステム開発、コンピュータの運用及び管理業務を、日本ファンディング株式会社が不動産業務を行っております。

営業収益は878百万円（前連結会計年度比44.3%増）、セグメント損益は430百万円のセグメント利益（前連結会計年度は310百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は3,924百万円でありま

す。
主な内訳としては、日本金融事業において232百万円、韓国及びモンゴル金融事業において340百万円、東南アジア金融事業において970百万円、全社(共通)において2,160百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達残高は、社債310百万円、借入金26,629百万円、銀行業における預金437,755百万円、総合計残高464,694百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2019年12月期)	第45期 (2020年12月期)	第46期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
営 業 収 益	74,935百万円	24,728百万円	39,387百万円	42,325百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	△36,107百万円	△3,260百万円	△5,342百万円	1,123百万円
基本的1株当たり 当期利益又は損失(△)	△349.70円	△30.80円	△50.46円	10.61円
資 本 合 計	110,727百万円	118,905百万円	102,458百万円	107,945百万円
資 産 合 計	668,377百万円	731,384百万円	530,462百万円	610,631百万円

- (注) 1. 当社は「国際財務報告基準(IFRS)」を適用しております。
2. 第44期(2019年12月期)につきましては、決算期変更により2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間となっております。
3. 第44期において行われた企業結合に係る暫定的な会計処理が第45期に確定しております。そのため、第44期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。
4. 第45期において、キーノート株(現 株グローベルス)、Jトラストカード株(現 Nexus Card株)、JT親愛貯蓄銀行株、JT貯蓄銀行、株KeyHolder及び同社子会社並びに同社関連会社を非継続事業に分類しております。そのため、第44期の「営業収益」は組替えて表示しております。
5. 第45期において、非継続事業に分類しておりましたJT貯蓄銀行は、当連結会計年度において当該分類を中止し継続事業に分類しております。そのため、第45期の「営業収益」は組替えて表示しております。
6. 当連結会計年度において、JTキャピタルを非継続事業に分類しております。そのため、第45期の「営業収益」は組替えて表示しております。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念として掲げております。

② 経営方針

「既存概念にとらわれないファイナンシャルサービスを提供する企業体を目指す」のビジョンのもと、景気動向に業績が左右されない銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを目指してまいります。収益モデルにつきましては、既存の事業ポートフォリオの価値や将来性を徹底的に見直すことにより収益構造の改善を図ってまいります。今後はこの方針をさらに加速させ、聖域を設けることなく、事業ポートフォリオの価値を見直し、新たな成長戦略を構築することにより、株主価値の最大化に努めてまいります。さらには、コンプライアンスやガバナンスを第一に考えた経営を機軸におき、お客様に付加価値の高い金融サービスを提供するなど地域とともに共存共栄で発展していく企業体を目指してまいります。

③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

(日本金融事業)

信用保証業務では、既存の債務保証残高からの安定的な保証料収入をベースとして、アパートローン保証を中心とした収益構造から、不動産担保ローンやリバースモーゲージ型商品に対する保証事業、クラウドファンディングを活用した保証事業等へと軸足を移すべく、新商品の開発（多角化）を推進しております。不動産業界で以前問題となったアパートローンの保証につきましては、2021年12月末で154,713百万円（前連結会計年度末比0.2%減）と一定の残高を維持しており、今後も保証料収入は安定的に計上される予定です。また、入居率は問題以前とほぼ変わらず、現在まで保証履行も延滞もほとんど無い状態で推移しております。日本金融事業における主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
不動産担保ローンに対する保証事業	海外不動産に対する保証では、新型コロナウイルス感染症による海外渡航制限などにより低調に推移	不動産担保ローンに対する資金需要は旺盛であり、重点施策として不動産関連の保証事業に注力。2021年12月に京阪電鉄不動産株式会社と新たに不動産担保ローンに対する保証を開始するなど、国内において債務保証残高の増加に努める
リバースモーゲージ型商品に対する保証事業	<ul style="list-style-type: none"> 提携金融機関の拡大 高齢者のお客様の資金需要に対応した商品設計 	老後の安定した生活の困難さが社会問題化するなどリバースモーゲージの潜在的需要の高まりにつれて、着実な増加を見込む
クラウドファンディングを活用した保証事業	<ul style="list-style-type: none"> 大手が参入しないニッチな分野をターゲットとして、クラウドファンディング（不動産特定共同事業法に基づくものを含む）等を活用した保証事業について、積極的に参入を検討 クラウドファンディング業者との連携強化 	現在、クラウドファンディング業者8社（注）と提携し、株式会社日本保証の債務保証を組み込んだファンドの共同組成に取り組んでいる。融資型クラウドファンディングにおける債務保証や、不動産投資型クラウドファンディングにおける不動産買取保証などの取扱高が2021年12月時点で50億円を達成するなど順調に増加しており、今後も収益基盤の強化に努める

(注)

提携先グループ	金融2種免許認可会社 又は 不動産特定共同事業認可会社	ファンド名
SAMURAI FINANCIAL HOLDINGS	SAMURAI証券株式会社	SAMURAI FUND（融資型）
株式会社CAMPFIREグループ	株式会社CAMPFIRE SOCIAL CAPITAL	CAMPFIRE Owners（融資型）
株式会社財全グループ	ソーシャルバンクZAIZEN株式会社	Pocket Funding（融資型）
株式会社ZUU （東証マザーズ:4387）	株式会社COOL及び株式会社COOL SERVICES	Cool（融資型）
株式会社ミライノバート （東証2部:3528）	株式会社グローベルス	大家.com（不動産投資型）
株式会社イーダブルジー		TOMOTAQU（不動産投資型）
ONE DROP INVESTMENT株式会社		FUNDROP（不動産投資型）
株式会社プレサンスコーポレーション （東証1部:3254）	株式会社プレサンスリアルタ ※2021年12月提携	プレファン（不動産投資型）

また、日本ファンディング株式会社が販売するIoTを標準搭載した賃貸物件（ROBOT HOUSE）の銀行取引顧客へのマッチングや購入者に対して株式会社日本保証が行うローン保証についての金融機関との提携交渉、不動産特定共同事業法（以下、「不特法」という。）に基づく事業を行っている不動産事業者への不特法事業用システムの販売や買取保証交渉等も進めてまいります。

さらに、債権回収業務では、全体の市場規模が縮小する中、債権購入価格の高騰が続いておりますが、金融機関等が実施するバルクセールにおいては、当社の過去の回収実績等により、高い利益率が見込まれるため、積極的に買取を進めてまいります。また、特に大型のカード債権は利益率が高く収益貢献に大きく寄与することから、今後も当社グループの高い回収力を背景として安定的・継続的な仕入れを実現し事業拡大を図ってまいります。

当社は2022年2月9日開催の取締役会において、H Sホールディングス株式会社の子会社であるエイチ・エス証券株式会社（以下、「エイチ・エス証券」という。）の発行済株式の全てを取得し子会社化するとともに、金融商品取引法に基づく金融商品取引業を開始することを決議し、H Sホールディングス株式会社と株式譲渡契約を締結いたしました。今後、エイチ・エス証券が有する機能や顧客層での強みを生かしつつ、投資銀行部門、IPO審査業務の強化を図ってまいります。また、証券会社のツールを取得したことにより、地域金融機関と連携した当社グループの保証事業や海外金融事業とのシナジー効果が発揮され、新たな商品の提供やサービスの拡充を通じて、より一層の事業拡大が図れるものと期待しております。さらに、ベンチャー起業層のニーズに応えられるプライベートバンキング事業への進出も検討してまいります。

（韓国及びモンゴル金融事業）

韓国においては、総合金融サービスを展開する上でのインフラが整っており、J T貯蓄銀行株式会社、T A資産管理貸付株式会社における安定的な収益計上が見込まれております。

2022年1月12日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することにつき決議し、Nexus Bankと株式交換契約を締結したことにより、J T親愛貯蓄銀行株式会社が連結子会社となり、更なる安定基盤の構築が見込まれることとなりました。また、韓国においては、直近では法定最高金利が2021年7月7日より24.0%から20.0%に引き下げられるなど毎年のように金融規制の変更が繰り返されておりますが、従前より影響を極力回避できるよう、柔軟に対応しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響も長引いておりますが、特段の影響は受けておりません。

このような中で、韓国各社は、次期につきましても、引き続き目標として緩やかな成長をかけた「量の成長」から「質の成長」を目指し、バランスの取れたRisk-Returnを目標に一定の資産規模を維持し、資産内容の質的な向上を追求してまいります。法定最高金利の引き下げや家計貸付の総量規制等金融規制が強化される中、貸付資産の収益性を改善するためには、資産健全性の強化（質の改善）が最も重要であり、これに向けて個人信用貸付の貸付審査システムの

高度化及び延滞率改善、企業向け貸付の強化を最重要課題として認識し実行してまいります。

一方で、量的成長も重要な課題と認識しており、営業力を最大限拡大し資本（BIS比率）の許す範囲で持続的な収益創出を導いていく予定です。また、Fintechを活用した審査システムを導入し、個人信用貸付の審査時間と費用を削減、継続的な審査基準のアップデートを行ってまいります。さらに債権回収システムの強化にも努め、人員拡充や教育など量的拡大はもちろん、事前モニタリングや法的措置など能動的な債権回収活動を職員各人に意識付けてまいります。

債権回収事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降に延滞発生した債権は売却禁止となっておりますが、現在も引き続き売却制限が継続中であり、これまで定期的に実施されていた債権売却は、より延滞状況が進んだ債権に限定され供給の絶対値が減少しているため、競争が激化し価格が高騰しております。今後、新たな債権の購入のタイミングが重要となっており、これまでに培った高い回収力と遵法性を背景に事業拡大を図ってまいります。

(東南アジア金融事業)

東南アジア金融事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動等の停滞にやや回復の兆しがあり、新型コロナ対策の活動制限が徐々に緩和されたことで、内需を中心に経済活動が回復し、人流も戻りつつあります。インドネシア中央統計局の発表によると、2021年通年の国内総生産（GDP）成長率は、活動制限の緩和を受けて経済回復が進んだことにより、物価変動を除いた実質で、2020年のマイナス2.07%からプラス回復し、前年比3.69%で推移したとしております。このような中、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.（以下、「Jトラスト銀行インドネシア」という。）及びJ Trust Royal Bank Plc.（以下、「Jトラストロイヤル銀行」という。）では、コロナ禍にもかかわらず、積極的な残高増強策により貸出金残高が増加しており、また、各種キャンペーンの効果により預金残高も増加し、流動性が改善され、COF（調達金利）も低下しております。Jトラスト銀行インドネシアにつきましては、永く営業損失が続いておりましたが、業績も上向きで年々赤字幅を縮小しており、今後は収益の柱の一つになるものと期待しております。東南アジア金融事業における主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
債権の積み上げ	収益基盤の強化	貸出増強に向けたミーティングをビジネス部門と日次実施し、ビジネス/審査部門の連携強化により体制を見直し、不良債権リスク低減を図りつつ積極的にローン残高、社債残高の積み上げを図る
自己資本の拡充	規制改正に伴い、インドネシア金融庁（OJK）が自己資本比率14.0%の達成を要求	Jトラスト銀行インドネシアへの資本注入により、2021年12月末の自己資本比率は15.6%となり、現状クリア。今後もOJKの要請に柔軟な対応が必要
マーケティング活動、流動性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の積み上げに対応する安定的な資金の確保 ・新型コロナウイルス感染症の影響による想定外の流動性の不足への対応 ・収益改善策としてCOF（調達金利）の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・TikTok等を利用した各種キャンペーンやイベント開催による新規顧客獲得、高金利預金の継続時引き下げ、その他個人向けモバイルバンキングシステムの稼働等により流動性を改善し、COF（調達金利）の低下を図る ・飯田グループホールディングス株式会社傘下のインドネシア子会社との住宅ローン業務提携を展開していく予定であり、今後の収益拡大に期待

また、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIAでは、他の金融機関から買取りを行った不良債権について、回収人員や法的回収人員の増員、法的回収の強化等による回収金額の最大化を図っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響の下、債権回収がやや低調に推移しております。今後、この状況が改善し、債権の買取がさらに増加するにつれて、不動産売却市場の活性化が図られ債権回収も増加し好転していくものと考えております。さらにPT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCEでも、新規貸付の抑制により利息収益が大幅に減少している他、債権の不良化により貸倒費用が増加するなど厳しい状況が続いておりますが、コストを徹底的に下げて赤字幅を縮小し、債権回収の強化等による収益改善や、農機具等のローンの融資への特化を検討する等努めてまいります。

カンボジアにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は比較的小さく、カンボジア国立銀行（NBC）からの返済猶予等条件緩和の要請も現在終了しております。カンボジアの資金需要は堅調であり、Jトラストロイヤル銀行につきましても、預金残高の増加にあわせて貸出金残高もビジネスバンキング部門を中心に堅調に推移しており、既に成長モードに移行しているものと認識しております。今後も、業容拡大方針を維持し、COF（調達金利）を意識した金利の設定・管理や、低金利預金の獲得強化、新規顧客層の開拓強化、大企業取引との取引拡大、富裕層向け商品や各種普通預金商品のラインアップの充実、モバイルアプリ、ネットバンキングのサービス拡充等を通じて安定収益の確保を目指してまいります。

(投資事業)

投資事業においては、Group Lease PCL (以下、「GL」という。)に対する債権回収に努めてまいります。今後も裁判費用等の回収コストを抑制しつつ、回収強化を図ってまいります。なお、GLに対する債権につきましては、すでに全額引当を行っていることから、回収がなされる都度収益計上されます。

当社グループは、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により世界各国で経済環境が急変し、産業構造が大きく変動している中であって、事業ポートフォリオについて、抜本的な見直しが求められているとの認識の下、コロナ後をも見据えて、積極的に事業基盤の強化や持続的な成長の実現に向けた取り組みを行ってまいりましたが、事業ポートフォリオの再構築は次期で一定の目途がつき、次期以降は、グループが大きく成長していくフェーズに入ると捉えております。そのような中でも、手元流動性、事業基盤の強化及び持続的な成長の実現等について、様々な選択肢の中から最適な成長戦略を検討してまいりたいと考えております。

④ ESG (環境・社会・ガバナンス) への取り組み強化

「地域環境」につきましては、事業活動や社会貢献活動を通じて、地球環境保全のための様々な取り組みを進めております。

「社会福祉」につきましては、孤児、障がい者、シングルマザー、独居老人など社会的弱者への支援を通じて、ノーマライゼーションの実現に貢献しております。

「地域社会」につきましては、地域社会との文化交流やスポーツの支援などを通して、地域の活性化、青少年の育成に貢献しております。

「ガバナンス」につきましては、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制を推進し、マネジメント体制、法令遵守への取り組みを強化してまいります。

当社グループは、企業理念の実践とコーポレート・ガバナンスの追求により、全てのステークホルダーと誠実に向き合い、バランスのとれた事業活動を行うことで、社会との共生から信頼される企業を目指します。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 本 保 証	95百万円	100%	信用保証業、金融業
パルティール債権回収株式会社	500百万円	(100%)	債権回収業
Robotシステム株式会社	10百万円	(100%)	システム事業
日本ファンディング株式会社	10百万円	100%	不動産事業
Jトラストシステム株式会社	80百万円	100%	システム事業
J T 貯 蓄 銀 行 株 式 会 社	99,984百万ウォン	100%	貯蓄銀行業
T A 資 産 管 理 貸 付 株 式 会 社	8,750百万ウォン	100%	債権回収業
J T r u s t C r e d i t N B F I	2,500百万トゥグルグ	(100%)	金融業
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	12,636,174百万ルピア	74.23% (20.35%)	銀行業
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	256,213百万ルピア	73.79% (26.01%)	債権回収業
PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE	258,418百万ルピア	(67.90%)	マルチファイナンス業
PT TURNAROUND ASSET INDONESIA	45,000百万ルピア	(100%)	債権回収業
J T r u s t R o y a l B a n k P l c .	75百万USドル	55.00%	銀行業
J T R U S T A S I A P T E . L T D .	421百万 シンガポールドル	90.68% (9.32%)	投資業

(注) 1. () 書きの数値は、間接所有を示しております。

2. 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は24社であります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 2021年1月22日付けにて、当社の連結子会社である株式会社日本保証がRobotシステム株式会社を子会社として設立し、連結子会社としております。

5. 2021年8月31日付けにて、J T キャピタル株式会社(現 A キャピタル株式会社)の全株式を譲渡したため、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 Key Holder	6,566百万円	29.83%	ホールディング業、不動産業
株式会社 UNITED PRODUCTIONS	2百万円	(29.83%)	映像制作業
株式会社 ノース・リバー	10百万円	(29.83%)	映像コンテンツ、ライブコンサートなどのトータルプロデュース業

- (注) 1. () 書きの数値は、間接所有を示しております。
 2. 上記重要な関連会社は、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業部門	主な事業内容
日本金融事業	信用保証業
	債権回収業
	その他の金融業
韓国及びモンゴル金融事業	貯蓄銀行業
	債権回収業
	金融業
東南アジア金融事業	銀行業
	債権回収業
	マルチファイナンス業
投資事業	国内外への投資業
その他の事業	コンピュータの運用及び管理業務、ソフトウェア受託開発及び運用指導業務等のシステム事業
	不動産事業

(8) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)
(当社)

本店	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
大阪支店	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
福岡支店	福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号

(主要な子会社)

株式会社日本保証	東京都港区
パルティール債権回収株式会社	東京都品川区
Robotシステム株式会社	東京都港区
日本ファンディング株式会社	東京都港区
Jトラストシステム株式会社	東京都港区
J T貯蓄銀行株式会社	大韓民国京畿道城南市
T A資産管理貸付株式会社	大韓民国ソウル特別市
J Trust Credit NBFi	モンゴル国ウランバートル市
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	インドネシア共和国ジャカルタ
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE	インドネシア共和国ジャカルタ
PT TURNAROUND ASSET INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
J Trust Royal Bank Plc.	カンボジア王国プノンペン特別市
JTRUST ASIA PTE.LTD.	シンガポール共和国

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数
日 本 金 融 事 業	196名 (3名)
韓 国 及 び モ ン ゴ ル 金 融 事 業	277名 (7名)
東 南 ア ジ ア 金 融 事 業	1,893名 (49名)
投 資 事 業	2名 (-)
そ の 他 の 事 業	21名 (-)
全 社 (共 通)	36名 (-)
計	2,425名 (59名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)に記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 連結子会社を売却したこと及び連結子会社において支店の統廃合を実施したこと等により、従業員数が521名減少しております。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
大 阪 厚 生 信 用 金 庫	9,703百万円
株 式 会 社 西 京 銀 行	6,980百万円
株 式 会 社 ハ ナ 銀 行	1,100百万円
成 協 信 用 組 合	902百万円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	789百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

① 当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD. (以下、「Jトラストアジア」という。)は、以下の訴訟(以下、「本件訴訟」という。)を提起されております。

なお、Jトラストアジアのほか、当社及び以下の者が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しておりますが、Jトラストアジア以外の被告として表示されている当社、当社グループ関係法人及び個人被告につきましては、各被告の所在国の法令に基づく適法な送達はなされておらず、モーリシャス裁判所において下される判決がそれらの法人及び個人に対して効力を有することはないとの見解を有しております。

「Jトラスト銀行 インドネシア」	PT Bank JTrust Indonesia Tbk.
「J T I I」	PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA
「個人被告」	当社及び当社子会社（Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、J T I I）の役員数名
「L P S」	インドネシア預金保険機構及び同機構の役員（元役員を含む）数名
「Saab関係者」	英領バミューダ諸島の法人とされるSaab Financial (Bermuda) Ltd. (清算中)、レバノン法人とされるFederal Bank of Lebanon Sal及び同社らの所有者及び役員であるとされる個人数名
「FBME関係者」	英領ケイマン諸島の法人とされるFBME Ltd.及び同社の子会社とされるFBME Card Services Ltd.

- 1) 当該訴訟の提起があった年月日
2017年9月22日（モーリシャス最高裁判所（商務部））
- 2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (ア) 名称：(i) First Global Funds Limited PCC
(ii) Weston International Asset Recovery Company Limited
(iii) Weston Capital Advisors, Inc.
(iv) Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.
(v) Weston International Capital Limited
 - (イ) 住所：(i) (ii) (iv) (v) モーリシャス共和国エベネ
(iii) 訴状によればモーリシャス共和国エベネとされているものの、当社弁護士によれば、モーリシャス共和国における登録は確認できず、アメリカ合衆国デラウェア州における登録のみ確認できたとのことです。
 - (ウ) 代表者の氏名： 不明
- 3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
 - (ア) 訴訟の内容
現地弁護士より、原告らによる請求の内容は甚だ不明確であるものの、概ね、次頁のような請求であるとの説明を受けております。

請求1	Jトラストアジア、J T I I、個人被告及びL P Sが共謀して原告らに対する2015年モーリシャス判決（注）に基づく債務の支払いを怠らせたとして、これらの者に対して、連帯して2015年モーリシャス判決及び同判決に関して従前モーリシャス裁判所により発せられた資産凍結命令に服することを命じることの請求。
請求2	Saab関係者の債権者であった原告らに詐欺を行う意図のもと、全ての被告が共謀してマネーロンダリング等を行ったことにより原告らに損害が生じたとして、全ての被告に対する損害賠償の請求。
請求3	L P Sが原告らに詐欺を行い、原告らによるJトラスト銀行インドネシアの取得を妨げようとしたとして、当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、J T I I、個人被告及びL P Sに対する損害賠償の請求。
請求4	原告らが2015年モーリシャス判決に基づいて支払いを求めようとして行った費用支出及び投資機会の喪失などにより多大な損失を被ったとして、当社、Jトラスト銀行インドネシア、J T I I、個人被告及びL P Sに対する損害補償の請求。
請求5	Jトラスト銀行インドネシアと、Saab関係者及びFBME関係者との間で行われた仲裁は詐欺的なものであり、その後のJトラスト銀行インドネシアからSaab関係者及びFBME関係者らへの和解金の支払いが違法であったとして、全ての被告に対する、当該和解による詐欺に基づく損害賠償の請求。
請求6	全ての被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することの請求。

（注）モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びJトラスト銀行インドネシアに対し、総額110,000千米ドル（約119億円）の支払いを命じる判決を下したとされております。

（イ）請求金額

請求1	請求2	請求3	請求4	請求5
128,608千米ドル （約139億円）	128,000千米ドル （約139億円）	94,027千米ドル （約102億円）	50,000千米ドル （約54億円）	8,000千米ドル （約8億円）

請求6

当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行インドネシア、J T I I、個人被告、L P Sに対して、400,000千米ドル（約435億円）の範囲。FBME関係者、Saab関係者に対して、150,000千米ドル（約163億円）の範囲。

※日本円の換算は、2018年1月31日のレートに基づきます（1米ドル=108.79円）。

※訴状の記載は不明確ですが、訴状には、上記各請求につき、上記各金額以外に利息、費用又は金額不特定の補償請求を行うという趣旨の記載もあります。

② 当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Jトラストアジア」という。）は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。

なお、当社は、Jトラストアジアのほか、当社グループの役員数名及び当該役員個人の関連法人1社（総称して、以下、「個人被告」という。）が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しております。

1) 当該訴訟の提起があった年月日

2018年3月28日（モーリシャス最高裁判所（商務部））

- 2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
- (ア) 名称： (i) First Global Funds Limited PCC
 - (ii) Weston International Asset Recovery Company Limited
 - (iii) Weston Capital Advisors, Inc.
 - (iv) Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.
 - (v) Weston International Capital Limited
- (イ) 住所： (i) (ii) (iv) (v) モーリシャス共和国エベネ
- (iii) アメリカ合衆国ニューヨーク州
- (ウ) 代表者の氏名： 不明
- 3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
- (ア) 訴訟の内容
- 訴状記載の主張は不明確かつ裏付けのないものでありますが、現地弁護士より、請求内容の概要としては、J トラストアジア及び個人被告が、2015年モーリシャス判決（注）、その後の全世界における資産凍結命令及びモーリシャス裁判所がその後に発した法廷侮辱命令を十分に認識していながら、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk. と共謀して、これらの決定に違反したことを理由とする、J トラストアジア及び個人被告に対する損害賠償の請求であるとの説明を受けております。また、J トラストアジア及び個人被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することも請求されているとのことです。
- (注) モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk. に対し、総額110,000千米ドル（約116億円）の支払いを命じる判決を下したとされております。
- (イ) 請求金額
- 損害賠償請求額として280,000千米ドル（約297億円）、資産凍結命令の範囲として300,000千米ドル（約318億円）。
- ※日本円の換算は、2018年3月31日のレートに基づきます（1米ドル=106.24円）。
 - ※訴状には、上記金額以外に、利息及び費用の請求を行うという趣旨の記載もあります。
- ③ 当社は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。
- 1) 当該訴訟の提起があった年月日
- 2020年9月11日（訴状記載の日付）
- ※当社は、本件訴訟に関して実際に訴訟の提起がなされたものであるか現地弁護士を通じて確認を行ってまいりましたところ、現地弁護士より、タイにおいて訴訟の提起がなされているものであるとの旨の連絡を受けました。
- なお、当社にタイの裁判所からの召喚状及び訴状の写しが送付されてまいりましたが、日本の民事訴訟法に則った適法な送達はなされておられません。

- 2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
(ア) 名称：Group Lease Public Company Limited
(イ) 住所：タイ王国バンコク都
(ウ) 代表者の氏名：Authorised Director 此下 竜矢
(提訴時) Authorised Director 田代 宗雄
Authorised Director Alain Jean Pascal Dufes
- 3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
(ア) 訴訟の内容
原告は、当社及び他3被告が、原告及びその完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte Ltdに対する法的手続きを行うことにより原告に対して共同して不法行為を行ったと主張しており、不法行為を止めるよう求めるとのことです。
(イ) 請求金額
損害賠償請求金額として9,130百万タイバーツ（約304億円）。
※日本円の換算は、2020年9月30日のレートに基づきます（1タイバーツ=3.34円）。

(12) 資本政策の基本的な方針

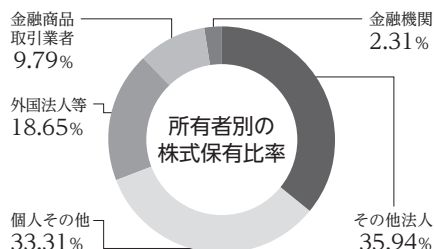
当社グループは、株主価値の最大化に向け、バランスの取れた資本配分の実施を行ってまいります。具体的には、事業環境の見通し、業績の見込み、財務状況等を踏まえ、M&A等の成長に向けた投資、自己株式の取得、及び配当金の支払いへの適切な資本配分を行っていく方針です。

このうち、自己株式の取得については、当社株価が割安で投資対象として魅力的であると判断した場合には機動的、積極的に実施してまいります。また、配当金の支払いについては、前述の方針のもとで余剰資金の積極的な還元を努めてまいります。

なお、今後、安定的に利益が確保できることになった場合には、配当性向等の具体的な数値目標を設定することを想定しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 115,469,910株
- (3) 株主数 11,965名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
N L H D 株式会社	31,900,072株	30.13%
藤 澤 信 義	10,901,772株	10.30%
K O R E A S E C U R I T I E S D E P O S I T O R Y - S H I N H A N I N V E S T M E N T	9,892,200株	9.34%
株 式 会 社 エ ス フ ァ イ ナ ン ス	2,890,000株	2.73%
松 井 証 券 株 式 会 社	2,851,800株	2.69%
ジ ャ パ ン ポ ケ ッ ト 株 式 会 社	2,266,400株	2.14%
楽 天 証 券 株 式 会 社	1,947,700株	1.84%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,936,600株	1.83%
T A I Y O F U N D , L . P .	1,398,500株	1.32%
立 花 証 券 株 式 会 社	1,253,100株	1.18%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数 (9,599,226株) を控除して算出しております。
2. NLHD株式会社は、当社の代表取締役社長である藤澤信義氏が100%出資しております。また、ジャパンポケット株式会社は同氏が議決権の100%を実質的に所有しております。
3. 2020年6月15日付けでOK Holdings Co., Ltd. 及びその共同保有者より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2020年6月9日現在で同社及びその共同保有者が9,970,800株 (保有割合8.63%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
4. 2021年11月8日付けでタイヨウ・ファンド・マネジメント・エルエルシー及びその共同保有者より当社株式に係る大量保有報告書 (変更報告書) が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書 (変更報告書) において、2021年10月29日現在で同社及びその共同保有者が5,307,200株 (保有割合4.60%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
藤澤信義	代表取締役社長	最高執行役員 株式会社KeyHolder取締役会長 JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長 株式会社ミライノベート取締役会長
千葉信育	代表取締役副社長	執行役員 東南アジア金融事業担当 JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE代表理事
足立伸	常務取締役	執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当 JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.代表理事
熱田龍一	常務取締役	執行役員 財務部門担当 株式会社日本保証代表取締役社長 日本ファンディング株式会社代表取締役社長 J Trust Royal Bank Plc.取締役
小松裕志	取締役	執行役員 社長室長 株式会社Frontier Capital代表取締役社長 株式会社岐阜フットボールクラブ代表取締役社長
畑谷剛	取締役(社外)	株式会社西京銀行取締役市場金融部長
石坂匡身	取締役(社外)	一般財団法人大蔵財務協会顧問
山根秀樹	常勤監査役(社外)	パルティール債権回収株式会社監査役
井上允人	監査役	井上事務所代表
小島高明	監査役(社外)	シンガポール国立大学兼任教授

- (注) 1. 当社は、取締役畑谷剛氏及び石坂匡身氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山根秀樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2021年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏名	地位	担当
西川 幸宏	執行役員	経営企画部長
小田 克幸	執行役員	経理部長

(2) 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
足立 伸	常務取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当	取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア財務担当	2021年3月30日
熱田 龍一	常務取締役 執行役員 財務部門担当	常務取締役 執行役員 財務部長	2021年3月30日
小松 裕志	取締役 執行役員 社長室長（新任）	—	2021年3月30日
畑谷 剛	社外取締役（新任）	—	2021年3月30日
井口 文雄	取締役	取締役 執行役員 内部統制部長兼経理部門統括	2021年3月1日
	退任	取締役	2021年3月30日
五十嵐 紀男	退任	社外取締役	2021年3月30日
水田 龍二	退任	社外取締役	2021年3月30日
金子 正憲	退任	社外取締役	2021年3月30日

(3) 2022年1月1日以降の取締役の地位及び担当等の異動

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等として行った行為に起因する第三者からの損害賠償請求による損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により定められた限度額の範囲において填補することとしております。

ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た事実がある場合等、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社（J Trust Royal Bank Plc.を除く）の取締役、監査役、執行役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 補償契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、金銭による固定的な報酬である基本報酬を付与するものとする。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定的な報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

(ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

当事業年度におきましては、2021年3月30日開催の取締役会において代表取締役社長 最高執行役員藤澤信義に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	178百万円	178百万円	－	－	11名
（うち社外取締役）	(20百万円)	(20百万円)	(－)	(－)	(5名)
監査役	28百万円	28百万円	－	－	3名
（うち社外監査役）	(21百万円)	(21百万円)	(－)	(－)	(2名)
合計	206百万円	206百万円	－	－	14名
（うち社外役員）	(41百万円)	(41百万円)	(－)	(－)	(7名)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には当社の子会社等から支給された役員報酬等はありません。

3. 取締役11名には、2021年3月30日開催の定時株主総会にて退任した取締役4名が含まれておりません。

4. 取締役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	畑 谷 剛	株式会社西京銀行取締役市場金融部長
取 締 役	石 坂 匡 身	一般財団法人大蔵財務協会顧問
監 査 役	山 根 秀 樹	パルティール債権回収株式会社監査役
監 査 役	小 島 高 明	シンガポール国立大学兼任教授

- (注) 1. パルティール債権回収株式会社は、当社の子会社であります。
2. 株式会社西京銀行と当社の間には、資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。
3. 上記1及び2を除いた他の法人等の重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
畑 谷 剛 (社外取締役)	2021年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な知識と役員経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定やガバナンスの強化について有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
石 坂 匡 身 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。財務省出身者としての専門的見地と上場会社の豊富な役員経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、経営全般の監視と議案の審議における客観的かつ公正な立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
山 根 秀 樹 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。豊富な金融機関の実務及び監査業務等の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
小 島 高 明 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。外務省出身者としての専門的見地と特命全権大使等の要職を歴任された経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、グローバルな視点から当社グループ企業全体の経営等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

また、取締役会に先立ち、事前に議案内容、その他重要事項について協議を行っております。

協議の結果、議案内容等に疑義が生じた場合は取締役会において、経営陣に対し提言を行う体制を整備しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び社外監査役小島高明氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

(8) 取締役会の実効性評価の結果と概要

当社は、取締役会の更なる実効性向上を図るため、社外取締役を含む全取締役を対象に、取締役の自己評価を踏まえ取締役会の実効性に関する評価を無記名アンケート形式にて実施しております。その結果、取締役会の役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。なお、当社グループにおいては多様な業種の会社があるため、社外役員の理解がより得やすい運営をするように配慮してまいります。また、毎期末に、代表取締役社長が従業員による各取締役に対する評価を役員通信簿として実施し、広く意見を吸い上げ、取締役会全体の実効性について判断しております。評価結果を踏まえ、課題と認識した事項については、重点的に改善に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	160百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	174百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(6) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要課題と位置付けた上で、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定を会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により行う旨を定款で定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、最近の業績の動向等を勘案し、1株当たり1円（中間配当無配）とし2022年3月31日を支払開始日といたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
現金及び現金同等物	74,648	営業債務及びその他の債務	14,657
営業債権及びその他の債権	44,345	銀行業における預金	437,755
銀行業における有価証券	40,471	社債及び借入金	26,939
銀行業における貸出金	338,593	その他の金融負債	11,837
営業投資有価証券	274	未払法人所得税等	1,411
有 価 証 券	27,139	引 当 金	253
その他の金融資産	28,554	繰延税金負債	8,085
持分法で会計処理している投資	6,132	その他の負債	1,746
棚卸資産	1,358	負債合計	502,685
売却目的で保有する資産	679	資 本 の 部	
有形固定資産	7,708	資 本	
の れ ん	30,260	資 本 金	90
無 形 資 産	4,078	資 本 剰 余 金	99,088
繰延税金資産	923	自 己 株 式	△7,685
その他の資産	5,463	利 益 剰 余 金	8,459
資産合計	610,631	その他の資本の構成要素	△4,281
		親会社の所有者に帰属する持分合計	95,670
		非 支 配 持 分	12,275
		資本合計	107,945
		負債及び資本合計	610,631

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
営 業 収 益	42,325
営 業 費 用	23,017
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	21,560
そ の 他 の 収 益	8,731
そ の 他 の 費 用	1,218
営 業 利 益	5,260
金 融 収 益	3,020
金 融 費 用	2,728
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	347
税 引 前 利 益	5,899
法 人 所 得 税 費 用	2,311
継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	3,587
非 継 続 事 業	
非 継 続 事 業 か ら の 当 期 損 失 (△)	△2,646
当 期 利 益	941
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	1,123
非 支 配 持 分	△181
当 期 利 益	941

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,303	流 動 負 債	12,963
現 金 及 び 預 金	5,039	短 期 借 入 金	450
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	356	関 係 会 社 短 期 借 入 金	6,000
そ の 他	9,606	一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	4,994
貸 倒 引 当 金	△698	未 払 金	1,126
固 定 資 産	125,916	未 払 法 人 税 等	4
有 形 固 定 資 産	2,129	そ の 他	388
建 物	25	固 定 負 債	33,601
土 地	2,101	長 期 借 入 金	11,662
そ の 他	2	債 務 保 証 損 失 引 当 金	189
無 形 固 定 資 産	15	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	15,691
ソ フ ト ウ ェ ア	10	繰 延 税 金 負 債	6,018
そ の 他	4	預 り 保 証 金	39
投 資 そ の 他 の 資 産	123,771	そ の 他	0
投 資 有 価 証 券	27,071	負 債 合 計	46,565
関 係 会 社 株 式	91,377	純 資 産 の 部	
出 資 金	1,819	株 主 資 本	93,391
長 期 貸 付 金	3,450	資 本 金	90
そ の 他	2,026	資 本 剰 余 金	99,220
貸 倒 引 当 金	△1,974	資 本 準 備 金	90
資 産 合 計	140,219	そ の 他 資 本 剰 余 金	99,130
		利 益 剰 余 金	1,767
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,767
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,767
		自 己 株 式	△7,685
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	262
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	262
		純 資 産 合 計	93,654
		負 債 純 資 産 合 計	140,219

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取利息	20	
受取配当	2,615	
預金の利息	98	
その他の営業収益	409	3,142
営業費用		
借入金利息	669	
その他の営業費用	0	670
営業総利益		2,472
販売費及び一般管理費		1,737
営業外収益		735
受取利息	110	
受取配当	3	
為替差	881	
雑収入	14	1,009
営業外費用		
投資事業組合運用損失	43	
雑損	0	44
経常利益		1,699
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	680	
関係会社株式売却益	476	
債権保証損失引当金戻入	2,599	
その他	0	3,758
特別損失		
固定資産廃棄損	3	
関係会社株式評価損	1,385	
貸倒引当金繰入額	165	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,911	
連結納税個別帰属額調整損	78	3,544
税引前当期純利益		1,912
法人税、住民税及び事業税	△709	
法人税等調整額	855	145
当期純利益		1,767

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

Jトラスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 剛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今川 義弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Jトラスト株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、Jトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記(1)に記載されているとおり、会社は、2022年1月12日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

2. 連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記(2)に記載されているとおり、会社は、2022年2月9日開催の取締役会において、H Sホールディングス株式会社の子会社であるエイチ・エス証券株式会社の発行済株式の全てを取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

Jトラスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松	亮一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩崎	剛	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今川	義弘	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Jトラスト株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表 11.重要な後発事象に関する注記(1)に記載されているとおり、会社は、2022年1月12日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、Nexus Bank株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

2. 個別注記表 11.重要な後発事象に関する注記(2)に記載されているとおり、会社は、2022年2月9日開催の取締役会において、H Sホールディングス株式会社の子会社であるエイチ・エス証券株式会社の発行済株式の全てを取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

Jトラスト株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山 根 秀 樹 ㊟

監 査 役 井 上 允 人 ㊟

社 外 監 査 役 小 島 高 明 ㊟

以 上

[× 毛]

[× 毛]

[× 毛]

[× 毛]

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
新霞が関ビル L B階 「灘尾ホール」



<交通>

- ・地下鉄銀座線 「虎ノ門駅」11番出口より徒歩5分
- ・地下鉄千代田線/丸ノ内線/日比谷線 「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩8分

※駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<株主懇談会中止のお知らせ>

昨年と同様、株主総会終了後に開催しておりました株主懇談会につきまして、取り止めとさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<本株主総会に関するお問い合わせ先>

電話番号03-4330-9100 (当社代表)



この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。